

一般財団法人日本救急医療財団救急救命処置検討委員会規程

(設置及び目的)

- 第1条 本財団に、厚生労働省の救急救命士が行う処置に関する委託事業（以下「委託事業」という。）を適正かつ、円滑に実施するため、救急救命処置検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 2 委員会は、救急救命処置の提案に対して常設の窓口業務を行う事と、基準に基づく評価を行うことを目的とする。

(通則)

- 第2条 委託事業の実施については、厚生労働省が別に定める実施要領等によるほか、この規程の定めるところによる。

(受託事業)

- 第3条 委員会は、救急救命処置に関する次に掲げる受託事業について審議するものとする。
- (1) 救急救命処置の追加、除外についての提案、要望を受ける窓口に関する事項
 - (2) 救急救命処置の追加、除外によって期待される利点、処置の頻度、難易度等についての評価に関する事項
 - (3) 評価に基づいた振り分けに関する事項
 - (4) その他救急救命処置に関する事項

(組織)

- 第4条 委員会は、委員7人以上で組織する。その他に厚生労働省医政局地域医療計画課及び総務省消防庁救急企画室、他の担当者をオブザーバーとして1人置くこととする。
- 2 委員は、救急医療、救急医学の専門家、MC協議会代表、消防機関の代表等から、理事長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とし再任はさまたげない。ただし、任期は原則として3期までとし、補欠の委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 委員会に、提案された内容等に関する事項を調査審議するため、検討部会（以下「部会」という。）を置く。
- 部会は、委員長が指名する者をもって組織する。

(委員長)

- 第5条 委員会に委員長を置き、委員のうちから理事長が指名する。
- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ理事長が指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

第6条 委員会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員若干名を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから理事長が委嘱し、当該専門事項の調査審議が終了したときは退任するものとする。

(会議)

第7条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会の意見を聞いて、理事長が別に定めることができる。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成28年3月7日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程の改正は、平成28年5月31日から施行する。